

<<<新旧対照表>>>

○多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年3月27日条例第8号）の一部を改正する条例新旧対照表

部署名：保険年金課

新	旧
多治見市福祉医療費の助成に関する条例 (略) 第3条 この条例により医療費の助成を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、次に該当する子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに精神障害者とする。ただし、重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）、母子家庭の児童及び父子家庭の児童で第1号に該当しない者についても、重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）の父母又はその生計を維持している者、母子家庭の児童の母及び父子家庭の児童の父が同号に該当する場合において市長が適当と認めるときは、当該重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）、母子家庭の児童及び父子家庭の児童を受給資格者とすることができる。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づいて本市の住民票に記載されている者又は高齢者医療確保法第55条第1項各号に規定する病院、診療所若しくは施設に入院、入所若しくは入居したことにより、岐阜県の区域外に住所を変更したと認められる重度心身障害者 (2) 社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。ただし、第2号から第5号までに該当する者については、災害その他やむを得ない事由がある場合において、市長が認めたときはこの限りでない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助を受けている者 (2) 65歳未満の特例心身障害者にあつては、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける重度心身障害者に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税が非課税でないもの <u>(3) 65歳以上の特例心身障害者にあつては、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける重度心身障害者に係る医療費の助成に</u>	多治見市福祉医療費の助成に関する条例 (略) 第3条 この条例により医療費の助成を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、次に該当する子ども、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに精神障害者とする。ただし、重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）、母子家庭の児童及び父子家庭の児童で第1号に該当しない者についても、重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）の父母又はその生計を維持している者、母子家庭の児童の母及び父子家庭の児童の父が同号に該当する場合において市長が適当と認めるときは、当該重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）、母子家庭の児童及び父子家庭の児童を受給資格者とすることができる。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づいて本市の住民票に記載されている者又は高齢者医療確保法第55条第1項各号に規定する病院、診療所若しくは施設に入院、入所若しくは入居したことにより、岐阜県の区域外に住所を変更したと認められる重度心身障害者 (2) 社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。ただし、第2号から第5号までに該当する者については、災害その他やむを得ない事由がある場合において、市長が認めたときはこの限りでない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助を受けている者 (2) 65歳未満の特例心身障害者にあつては、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける重度心身障害者に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税が非課税でないもの <u>【新設】</u>

新	旧
<u>については、前々年の所得とする。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条の政令で定める額以上であるもの</u> (4) 母子家庭等の母及び児童にあっては、その母又は養育者（父母のない児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子家庭等の母及び児童に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあっては、施行令第2条の4第7項に定める額）以上であり、又は母の配偶者若しくは扶養義務者（当該母と生計を同じくする扶養義務者に限る。）若しくは養育者の配偶者若しくは扶養義務者（当該養育者の生計を維持する扶養義務者に限る。）の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額以上であるもの (5) 父子家庭の父及び児童にあっては、その父の前年の所得（1月から10月までの間に受ける父子家庭の父及び児童に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が施行令第2条の4第2項に定める額以上であり、又は父の扶養義務者（当該父の生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額以上であるもの (6) 精神障害者にあっては、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける精神障害者に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。）に係る地方税法に規定する市町村民税が非課税でないもの (略)	(3) 母子家庭等の母及び児童にあっては、その母又は養育者（父母のない児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から10月までの間に受ける母子家庭等の母及び児童に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する児童の養育者にあっては、施行令第2条の4第7項に定める額）以上であり、又は母の配偶者若しくは扶養義務者（当該母と生計を同じくする扶養義務者に限る。）若しくは養育者の配偶者若しくは扶養義務者（当該養育者の生計を維持する扶養義務者に限る。）の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額以上であるもの (4) 父子家庭の父及び児童にあっては、その父の前年の所得（1月から10月までの間に受ける父子家庭の父及び児童に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が施行令第2条の4第2項に定める額以上であり、又は父の扶養義務者（当該父の生計を同じくする者に限る。）の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額以上であるもの (5) 精神障害者にあっては、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける精神障害者に係る医療費の助成については、前々年の所得とする。）に係る地方税法に規定する市町村民税が非課税でないもの (略)